

労務 ROAD

■賞与支払時の注意点

早いもので今年も年末が近づいてきています。12月は賞与の支払いをされる会社も多いと思いますので、支払い前に、賞与支払いの際に注意することを一度チェックしてみてください。

★賞与から控除するもの

雇用保険料	控除額は毎月の給与と同様に計算します。(支給総額×保険料率)
社会保険料	<p>支給総額の1,000円未満を切り捨てた額×保険料率を控除します。</p> <p>※介護保険 12月で40歳になる方は12月賞与からも介護保険料を控除します。</p> <p>※12月退職者 社会保険料は資格喪失日の属する月は控除しません。 退職日によって控除の有無が異なりますので注意が必要です。</p> <p>たとえば… 12月20日退職：12月21日に資格喪失 →保険料控除しない 12月31日退職：1月1日に資格喪失 →保険料控除する</p>
所得税	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を基に計算します。

★賞与支払届の提出

社会保険に加入している従業員に賞与の支給した際は、年金事務所に『賞与支払届』を提出します。これにより、賞与に対する保険料額が決定されるとともに、従業員が将来受給する年金額の計算の基礎となるものですので、適切に届出を行いましょ。

【厚生労働省 より】

■平成30年の年次有給休暇の取得率は52.4%

厚生労働省から、平成31年「就労条件総合調査」の結果が公表されました。(調査対象：医療法人、社会福祉法人等を含む常用労働者30人以上の民営企業)

有給休暇の取得状況(労働者1人あたり平均)

	平成30年	平成29年
付与日数	18.0日	18.2日
取得日数	9.4日	9.3日
取得率	52.4%	51.1%

★中小企業での取得率は…

300～999人規模	49.8%
100～299人規模	49.4%
30～99人規模	47.2%

●取得率アップに向けた取り組み事例(厚生労働省『働き方改革取組事例』より)

- ・年次有給休暇の時間単位取得を取り入れる
- ・人事考課において、計画的に取得する者が評価される仕組みづくり
- ・休暇取得管理表の導入(年次有給休暇等、休暇の取得予定が見える化)

平成31年4月1日から、年次有給休暇付与日数10日以上従業員については5日以上の取得が義務化されました。来年度の調査での取得率への影響に注目したいです。

【厚生労働省 より】

VOL.670
(1911-3)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場ISビル5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！



先週末に、弊社法人化記念パーティを開催させていただきました。たくさんの方にご出席いただき、また、お祝いのお言葉もいただき、誠にありがとうございました。普段お会いする機会のない方ともお話しできて、楽しい時間を過ごさせていただきました。来週の労務ROADでは、パーティの様子をご紹介します！(矢尾)

11月 労務スケジュール

- ・過労死等防止啓発月間
- ・テレワーク月間
- ・人材開発促進月間
- ・障害者人材開発促進週間
- ・ねんきん月間
- ・年末調整の準備